

5102 横須賀市建築基準法等施行取扱規則

〔関係法令等〕 法第 39 条、法第40条

昭和 30 年 12 月 15 日

規則第 27 号

〔建築基準法施行取扱規則〕を次のように定める。

建築基準法等施行取扱規則

(平 12 規則 56・改称)

(許可の申請)

第 2 条 条例又は地区計画条例の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する第 43 号様式に準じた許可申請書（第 1 号様式）の正本及び副本に、次に掲げる図書その他審査に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2 面以上の立面図
- (5) 2 面以上の断面図
- (6) その他市長が必要と認める図書又は書面

2 市長は、前項の規定による許可をした場合は、省令第 10 条の 4 第 2 項に規定する第 45 号様式に準じた許可通知書に同項の許可申請書の副本を添えて申請者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する許可申請書及び添付書類に記載の計画について、同項の規定による許可をしない場合は、省令第10条の 4 第 3 項に規定する第46号様式に準じた許可しない旨の通知書に同項の許可申請書の副本を添えて申請者に通知するものとする。

4 省令第10条の 4 第 1 項の規定により市長が定める図書又は書面については、第 1 項の規定を準用する。

5 省令第10条の 4 第 4 項の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 平面図又は横断面図
- (4) 側面図又は縦断面図
- (5) その他市長が必要と認める図書又は書面

6 省令第10条の16第 1 項第 3 号及び第 3 項第 2 号に規定する同意を得たことを証する書面は、同意書（第 1 号様式の 2）とする。

7 省令第10条の16第 1 項第 4 号の規定により市長が定める法第86条第 3 項又は第 4 項の規定による許可の申請に必要な図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象区域内にある土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 法第86条第 6 項の規定により同意を得た者の印鑑登録証明書

- (3) その他市長が必要と認める図書又は書面
- 8 省令第10条の16第2項第3号の規定により市長が定める法第86条の2第3項の規定による許可の申請に必要な図書又は書面は、次に掲げるものとする。
- (1) 公告許可対象区域内にある土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 省令第10条の18に規定する許可計画書
- (3) その他市長が必要と認める図書又は書面
- 9 省令第10条の16第3項第3号の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。
- (1) 公告認定対象区域内にある土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 法第86条の2第4項の規定により同意を得た者の印鑑登録証明書
- (3) 省令第10条の18に規定する許可計画書
- (4) その他市長が必要と認める図書又は書面
- 10 省令第10条の21第1項第2号に規定する合意を証する書面は、合意書（第2号様式）とする。
- 11 省令第10条の21第1項第3号の規定により市長が定める法第86条の5第1項の規定による許可の取消しの申請に必要な図書又は書面は、次に掲げるものとする。
- (1) 取消対象区域内にある土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 法第86条の5第1項の規定により合意を得た者の印鑑登録証明書
- (3) その他市長が必要と認める図書又は書面
- (平11規則38・全改、平12規則56・旧第3条繰上、平15規則53・平17規則4・平19規則91・平27規則35・平28規則49・一部改正)

第4項において準用する第1項の規定又は第7項から第9項の規定において、その他市長が必要と認める図面又は書面の代表的なものとして、次の各号に掲げる図面及び書類が挙げられる。

1 代理者によって許可の申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類

2 次の表の各項の(い)欄に掲げる建築物にあっては、当該各項の(ろ)欄に掲げる図書

	(い)		(ろ)	
			図書の種類	明示すべき事項
(1)	法第44条第1項第2号の規定に基づく許可の申請を行う建築物	許可の行為が道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項の規定の適用を受けるとき	当該地域を所轄する警察署長に通行上支障ない旨の協議したことを証する書面	道路交通法第77条第1項の規定に適合していること
		建築する道路が道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定の	当該道路の管理者に通行上支障ない旨の協議したことを証する書面	道路法第32条第1項又は第3項の規定に適合していること

		適用を受けるとき		
(2)	法第 44 条第1項第4号の規定に基づく許可の申請を行う建築物	建築物がアーケード(日よけ、雨よけ又は雪よけのために商店街の道路上に相当区間連続して設けられる公益上必要な建築物をいう。)であるとき	屋根伏図	切断部又は断層部の位置、消火足場の位置、開放装置の位置
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の構造
			アーケードに面する建築物の構造詳細図	防火上主要な位置の構造、アーケードが道路の全面又は大部分を覆う場合にあっては、延焼のおそれのある部分(アーケードに面する敷地境界線から1階にあっては3メートル以下、2階以上にあつては5メートル以下の距離にある建築物の部分)の外壁、軒裏及び開口部の構造

			消火足場の構造詳細図	消火足場の勾配、消火足場の位置を示す表示の記載内容、防錆措置
			消防進入用設備の構造詳細図	登はん用はしごの材質、縦棒の間隔
				横棧の直径、断面形状及び間隔
				登はん用はしごの取付面からの距離、消火足場の床面からの突出寸法、防錆措置
(3)	法第 52 条第 10 項の規定に基づく許可の申請を行う建築物	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
		計画道路面積求積図	当該敷地のうち計画道路に係る部分求積に必要な各部分の寸法及び算式	
(4)	法第 55 条第3項第1号又は第2号の規定に基づく許可の申請を行う建築物	平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式	
(5)	法第 56 条の2第1項の規定に基づく許可の申請を行う建築物	日影図	縮尺及び方位	
			敷地境界線	
			法第 56 条の2第 1 項に規定する対象区域の境界線	
			法別表第4(い)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線	

			日影時間の異なる区域の境界線
			敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員
			敷地内における建築物の位置
			平均地盤面からの建築物の各部分の高さ
			建築物の各部分から真北方向の敷地境界線までの水平距離
			法第56条の2第1項の水平面(以下「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線(以下「測定線」という。)
			建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状
			建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間
			建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時

				までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線
				土地の高低
				日影形状算定表
			日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式
			平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式
		「建築基準法第56条の2ただし書許可の取扱い基準」第Ⅰの適用を受けるとき	日影図	縮尺及び方位
				敷地境界線
				敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員
				敷地内における建築物の位置
				水平面上の敷地境界線からの測定線
				増築などによる当該部分のみが冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとと午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状
				増築などによる当該

				部分のみが冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線
(6)	法第 59 条の2第1項の規定に基づく許可の申請を行う建築物	平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式	
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
(7)	法第 85 条第5項の規定に基づく許可の申請を行う建築物	「建築基準法第 85 条第5項の仮設建築物の許可基準」第5に規定する図書	「建築基準法第 85 条第5項の仮設建築物の許可基準」第5に規定する内容	
(8)	法第86条第3項、第4項又は第86条の2第2項、第3項の規定に基づく許可の申請を行う建築物	平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式	
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
		容積率算定表	「法第 86 条に係る	

			認定基準」第3章5に適合していること
		耐火構造等の構造詳細図	「法第 86 条に係る認定基準」第3章6に適合していること
		開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	居室の床面積
			開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法
			「法第 86 条に係る認定基準」第3章7②に適合していること
		日影図	「法第 86 条に係る認定基準」第3章7④に適合していること
第 11 項(3)に規定する、その他市長が必要と認める図面又は書面の代表的なものとして、代理者によって許可の取消し申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類が挙げられる。			

(H21・追加)

(認定の申請)

第7条 法又は政令の規定により認定を受けようとする者(省令第10条の16第1項若しくは第2項又は第10条の21第1項による申請者を除く。)は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書の正本及び副本に、第2条第1項各号に掲げる図書及び審査に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 省令第10条の16第1項第3号に規定する同意を得たことを証する書面は、同意書とする。

3 省令第10条の16第1項第4号の規定により市長が定める法第86条第1項又は第2項の規定による認定の申請に必要な図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象区域内にある土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 法第86条第6項の規定により同意を得た者の印鑑登録証明書
- (3) その他市長が必要と認める図書又は書面

4 省令第10条の16第2項第3号の規定により市長が定める法第86条の2第1項の規定による認定の申請に必要な図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 公告認定対象区域内にある土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 省令第10条の18に規定する認定計画書
- (3) その他市長が必要と認める図書又は書面

5 省令第10条の21第1項第2号に規定する合意を証する書面は、合意書とする。

6 省令第10条の21第1項第3号の規定により市長が定める法第86条の5第1項の規定による認定の取消しの申請に必要な図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 取消対象区域内にある土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 法第86条の5第1項の規定により合意を得た者の印鑑登録証明書
- (3) その他市長が必要と認める図書又は書面

(平11規則38・全改、平12規則56・平12規則101・平13規則87・平15規則53・平17規則4・一部改正)

第1項において準用する第2条第1項の規定又は第3項の規定において、その他市長が必要と認める図面又は書面の代表的なものとして、次の各号に掲げる図面及び書類が挙げられる。

1 代理者によって認定の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類

2 次の表の各項の(い)欄に掲げる建築物にあつては、当該各項の(ろ)欄に掲げる図書

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(1)	法第55条第2項の規定に基づく認定の申請を行う建築物	平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式

(2)	法第 57 条第1項の規定に基づく認定の申請を行う建築物	平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式
(3)	法第 86 条第1項、第2項又は法第 86 条の2第1項の規定に基づく認定の申請を行う建築物	平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
		容積率算定表	「法第 86 条に係る認定基準」第3章5に適合していること
		耐火構造等の構造詳細図	「法第 86 条に係る認定基準」第3章6に適合していること
		開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	居室の床面積
			開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法
			「法第 86 条に係る認定基準」第3章7②に適合していること

		日影図	「法第 86 条に係る 認定基準」第3章7 ④に適合しているこ と
第6項(3)に規定する、その他市長が必要と認める図面又は書面の代表的なものとして、代理者によって認定の取消し申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類が挙げられる。			

(H21・追加)

(建蔽率の緩和)

第 13 条 法第 53 条第 3 項第 2 号の規定により市長が指定する敷地は、幅員がそれぞれ 4メートル以上の 2 以上の道路(法第 42 条第 2 項の規定により指定された道で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と当該道との間の当該敷地の部分が道路として築造されていないものを除く。以下この項において同じ。)に接し、かつ、敷地の外周の長さの 10 分の 3 以上がこれらに接するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地については、この限りでない。

(1) 道路が交差し、又は折れ曲がる部分の内角が 120 度を超える角敷地

(2) 敷地に接する 2 以上の道路の幅員の和が 10メートル未満で、道路が当該敷地をはさむ角を頂点とする長さ 2メートル以上の底辺を有する二等辺三角形(法第 42 条第 2 項の規定により道路境界線とみなされる線による二等辺三角形)のすみ切りを設け、道路状に築造されていない角敷地

2 敷地が公園等(公園、広場、川その他これらに類するものをいい、これらのものが法第 42 条に規定する道路に接しているときは、当該道路を含む。以下この項において同じ。)に接する場合においては、その公園等を前項に規定する道路の一とみなし、前面道路の反対側に公園等がある場合においては、その公園等の反対側の境界線までを当該前面道路の幅員とみなして前項の規定を適用する。

(昭 37 規則 58・全改、昭 53 規則 16・昭 59 規則 24・平 11 規則 38・一部改正、平 12 規則 56・旧第 14 条繰上、平 13 規則 87・一部改正、平 17 規則 86・旧第 12 条繰下、平 19 規則 42・平 30 規則 52・一部改正)

第 2 項における敷地が公園等に接する場合については次のように取扱う。

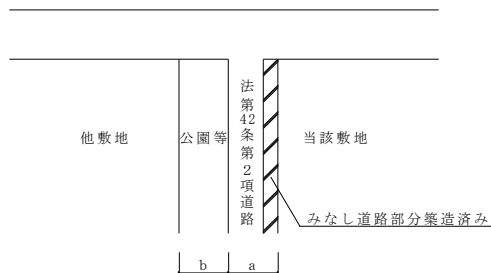
(1) 敷地が公園等に接し、これらが法第 42 条第 1 項の道路に接する場合の幅員は $a+b$ とする。



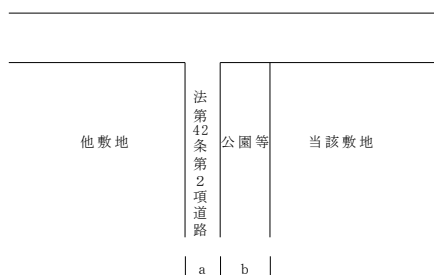
(2) 敷地の前面道路の反対側に公園等がある場合の幅員は $a + b$ とする。



(3) (1)と同じ。



(4) 敷地が公園等に接し、それらが法第42条第2項道路に接する場合は、(1)と同様である。



$$a + b \geq 4 \text{ m}$$

(H19・一部改正)

(斜面地建築物の階数の限度の適用除外)

第 23 条 条例第 51 条の 9 第 4 号アの規定により市長が許可する建築物は、建築基準条例の一部を改正する条例(平成 27 年横須賀市条例第 30 号)附則第 2 項の規定による廃止前の斜面地建築物の構造の制限に関する条例(平成 16 年横須賀市条例第 31 号)施行の際、現に法に基づく建築確認の処分により条例第 51 条の 8 の階数の限度を超えて建築された建築物の敷地として使用されている土地(公共施設の整備又は公共機関への用地提供等を行った場合には、用地提供等に関連して整備された敷地を含む。)におけるものとする。

(平19規則91・追加、平27規則35・一部改正、令元規則22・旧第22条繰下)

敷地分割及び不適切に敷地を拡大することを防止するため、斜面地建築物条例第5条第4号アの既存建築物の建替えに係る許可の対象となる敷地を明確に規定したものであり、以下のとおり運用する。

- 1 現存する建築物の建築確認がされた敷地を基本とする。
- 2 都市計画道路整備、公園整備等の公共施設の整備により敷地形状が変更された場合には、用地提供等によって整備された建築敷地を許可の対象とする。

(からぼりのある斜面地建築物が地面と接する位置)

第24条 斜面地建築物に当該建築物と一体的な周壁を有するからぼりがある場合は、条例第51条の7に規定する周囲の地面と接する位置は、当該からぼりの周壁の外側の部分が地面と接する位置とする。

(平19規則91・追加、平27規則35・一部改正、令元規則22・旧第23条繰下)

建築物と一体的な周壁を有するからぼりがある場合、建築基準法の適用において、からぼりの幅及び深さにより、建築物が地面と接する位置の算定が異なる。このため、からぼりの形状及び位置により条例の対象外となる建築物が生じるため、この条例における建築物が地面と接する位置は、からぼりの幅及び深さに係わらず、周壁の外側の部分が地面と接する位置とする必要がある。

第1種中高層住居専用地域の例

